

生食発 0513 第 1 号
令和元年 5 月 13 日

各

都道府県知事
特別区長
保健所設置市長

 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

対 EU 輸出ゼラチン及びコラーゲンの取扱いについて

今般、別紙のとおり、日本から EU 加盟国へ輸出されるゼラチン及びコラーゲンについて「対 EU 輸出ゼラチン及びコラーゲンの取扱要綱」を定めましたので、本要綱に基づき対応いただくとともに、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。